

個人事業の開業届 提出準備チェックリスト

「個人事業の開業・廃業等届出書」（開業届）の様式そのものは国税庁が公開する公式PDFをご利用ください（国税庁サイト内「A1-5 個人事業の開業届出・廃業届出等手続」）。本テンプレートは、記入前の準備・記入時に迷いやすいポイント・同時提出すべき書類を整理した独自の準備ガイドです。

■ 提出期限（誤解に注意）

多くの解説サイトで「開業から1ヶ月以内」と案内されていますが、根拠条文である所得税法第229条および国税庁の手続き案内ページの正式な文言は次のとおりです。

「事業の開始等の事実があった日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。」

（出典: 国税庁 A1-5 個人事業の開業届出・廃業届出等手続、2026年8月31日確認）

つまり法律上の期限は「開業した年の翌年3月15日頃（確定申告期限）」までであり、1ヶ月を過ぎても提出自体に罰則はありません。ただし、以下の理由から早めの提出が実務上有利です。

- ・青色申告特別控除（最大65万円）を当年分から受けるには、別途「青色申告承認申請書」を期限内に提出する必要がある（原則：開業日から2ヶ月以内、または3月15日のいずれか早い日）
- ・屋号入り銀行口座の開設、小規模企業共済への加入等で「開業届の控え」の提示を求められることが多い
- ・freee開業・マネーフォワードクラウド確定申告等の会計ソフトで電子申告（e-Tax）まで一気通貫で進めやすい

■ 記入前に準備するもの

- ☐ マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード、または通知カード＋運転免許証等）
- ☐ 事業の概要を一言で説明できる文章（例：Webサイト制作業務、飲食店の経営等）
- ☐ 屋号（つける場合。法的な登記・商標登録は不要）
- ☐ 事業を開始した年月日
- ☐ 事務所・事業所の住所（自宅と別にある場合）
- ☐ 青色申告にするか白色申告にするかの方針

■ 同時に提出を検討する書類

青色申告承認申請書	最大65万円の青色申告特別控除を受けたい場合に必須。提出期限：開業日から2ヶ月以内（それより後に開業した場合は原則その年の3月15日まで）
青色事業専従者給与に関する届出書	家族に給与を支払い、経費計上したい場合に必要
給与支払事務所等の開設届出書	従業員を雇い、給与を支払う場合に必要（開設の日から1ヶ月以内）
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	従業員が常時9人以下で、源泉徴収税の納付を年2回にまとめたい場合に提出（任意）

消費税課税事業者選択届出書	免税事業者があえて課税事業者を選び、インボイス発行事業者になりたい場合に必要（該当者のみ）
---------------	---

■ 記入時に迷いやすいポイント

「所得の種類」：ほとんどの個人事業主は「事業（農業）所得」にチェック。不動産賃貸業のみの場合は「不動産所得」。

「屋号」：空欄でも提出可能。屋号入り口座を作りたい場合や、名刺・請求書に記載したい場合に記入する。

「事業の概要」：できるだけ具体的に。「Web制作」より「Webサイトのデザイン・コーディング業務」のように、税務署が事業内容をイメージできる粒度で書く。

「給与等の支払の状況」：家族従業員（専従者）や外部スタッフを雇う予定がなければ空欄でよい。雇う場合は上記「青色事業専従者給与に関する届出書」もあわせて検討する。

「開業・廃業に伴う届出書の提出の有無」：青色申告承認申請書を同時に出す場合は「有」にチェックを忘れない。

■ 提出方法

・e-Tax（電子申告）：国税庁のe-Taxソフトまたはe-Taxソフト（WEB版）から作成・送信できる（本人確認書類の提示・添付は原則不要）

・書面提出：作成したPDFを印刷し、納税地を所轄する税務署へ持参または郵送。マイナンバーの記載があるため本人確認書類の提示・写しの添付が必要

・控えの受け取り：書面提出の場合は、提出用と控え用の2部を用意し、収受印を押してもらった控えを大切に保管する（口座開設等で提示を求められる）

【法的根拠】所得税法第229条（開業等の届出） / 第143条・第144条（青色申告・承認申請） / 同法施行規則第98条

出典: e-Gov法令検索 所得税法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000033>

国税庁 A1-5 個人事業の開業届出・廃業届出等手続 <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/04.htm>（2026-08-31確認）

本テンプレートは開業届の様式そのものではありません。様式は国税庁公式PDFをご利用ください。

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。税務・法的助言を構成するものではありません。

個別の税務判断は所轄税務署または税理士にご確認ください。